

# ～人事委員会勧告(関連資料)～

- 1 人事委員会勧告の対象職員
- 2 人事委員会勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）
- 4 民間給与との較差に基づく令和6年の給与改定
- 5 県職員〔行政職〕のモデル給与例（試算）
- 6 人事委員会勧告の実施状況

令和6年10月  
熊本県人事委員会

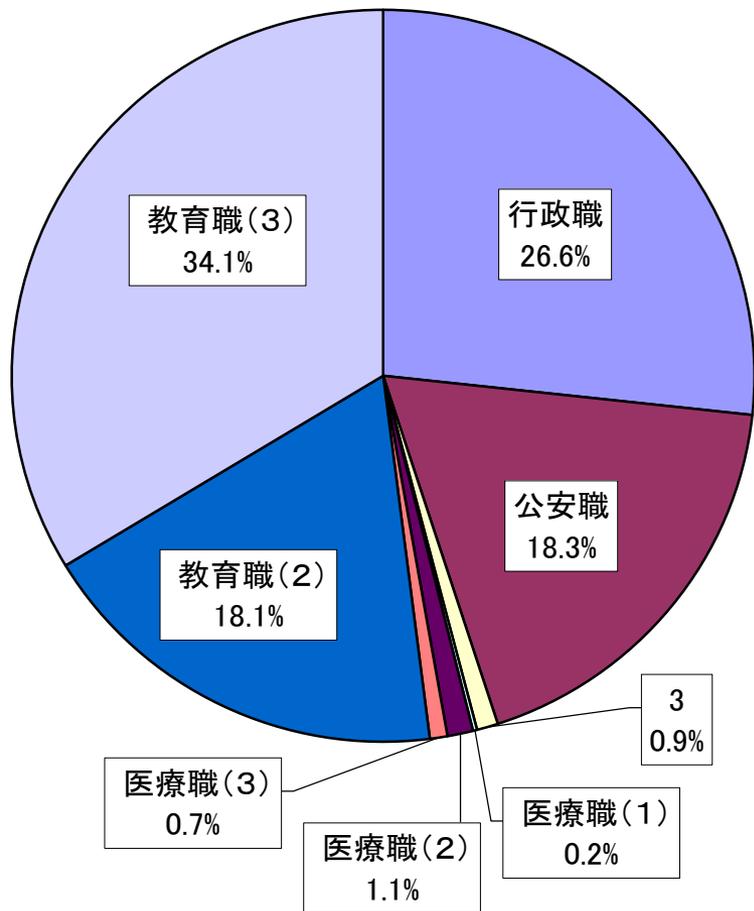
# 1 人事委員会勧告の対象職員

人事委員会勧告の対象となるのは、給与条例の適用を受ける一般職の職員です。その給料表ごとの内訳は、以下のとおりです。

- ・職員数は、16,728人であり、昨年より183人の減（行政職については、4,468人で昨年より33人の減）
- ・職員の平均年齢は42歳6月であり、昨年より1月若年化（行政職については、42歳5月で昨年より2月若年化）

<令和6年4月 職員構成比>

(令和6年4月1日現在)



項目	職員数			平均年齢		
	本年	昨年	増減	本年	昨年	増減
行政職	4,468人	4,501人	▲ 33人	42歳5月	42歳7月	▲ 2月
公安職	3,060人	3,089人	▲ 29人	38歳1月	37歳11月	+ 2月
研究職	155人	149人	+ 6人	39歳1月	39歳8月	▲ 7月
医療職(1)	30人	27人	+ 3人	48歳2月	48歳11月	▲ 9月
医療職(2)	187人	189人	▲ 2人	41歳5月	40歳11月	+ 6月
医療職(3)	128人	125人	+ 3人	38歳11月	39歳4月	▲ 5月
教育職(2)	3,067人	3,061人	+ 6人	45歳3月	45歳3月	± 0月
教育職(3)	5,633人	5,770人	▲ 137人	43歳8月	43歳10月	▲ 2月
合計	16,728人	16,911人	▲ 183人	42歳6月	42歳7月	▲ 1月

- ※ 職員数、平均年齢等は、「令和6年職員給与実態調査」によるものです。
- ※ 職員数は、勧告対象職員のうち定年引上げに伴い給料月額が7割に決定される職員、定年前再任用短時間勤務職員、任期付職員、任期付研究員、育児休業中の職員、休職中の職員等を除く人数です。

## 2 人事委員会勧告の手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に報告・勧告を行っています。

### 民間給与の調査(全国共通、人事院との共同調査)

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上

- ・母集団712事業所から無作為抽出した県内192事業所が対象
- ・うち、171事業所からの回答を得た(調査完了率89.1%)

調査期間 4月22日～6月14日

### 職員給与の調査

(全職員)

給与改定等の状況

昨年8月から本年7月までの  
特別給の支給状況

職員の期末手当・勤勉手当  
の年間支給月数と比較

### 【民間給与】

事務・技術関係従業員の4月分支給額

精密比較

### 【職員給与】

行政職の職員の4月分支給額

ラスパイレス方式により、役職段階、学歴、年齢  
を同じくする者同士の給与を比較し、「公民較差」を算出

地方公務員法に定める情勢適応の原則・均衡の原則に  
基づき給料表・諸手当の改定内容を決定

人事院の給与勧告  
(国家公務員の給与)

他の地方公共団体の給与

人事委員会報告・勧告

知事

(勧告の取扱決定)

県議会

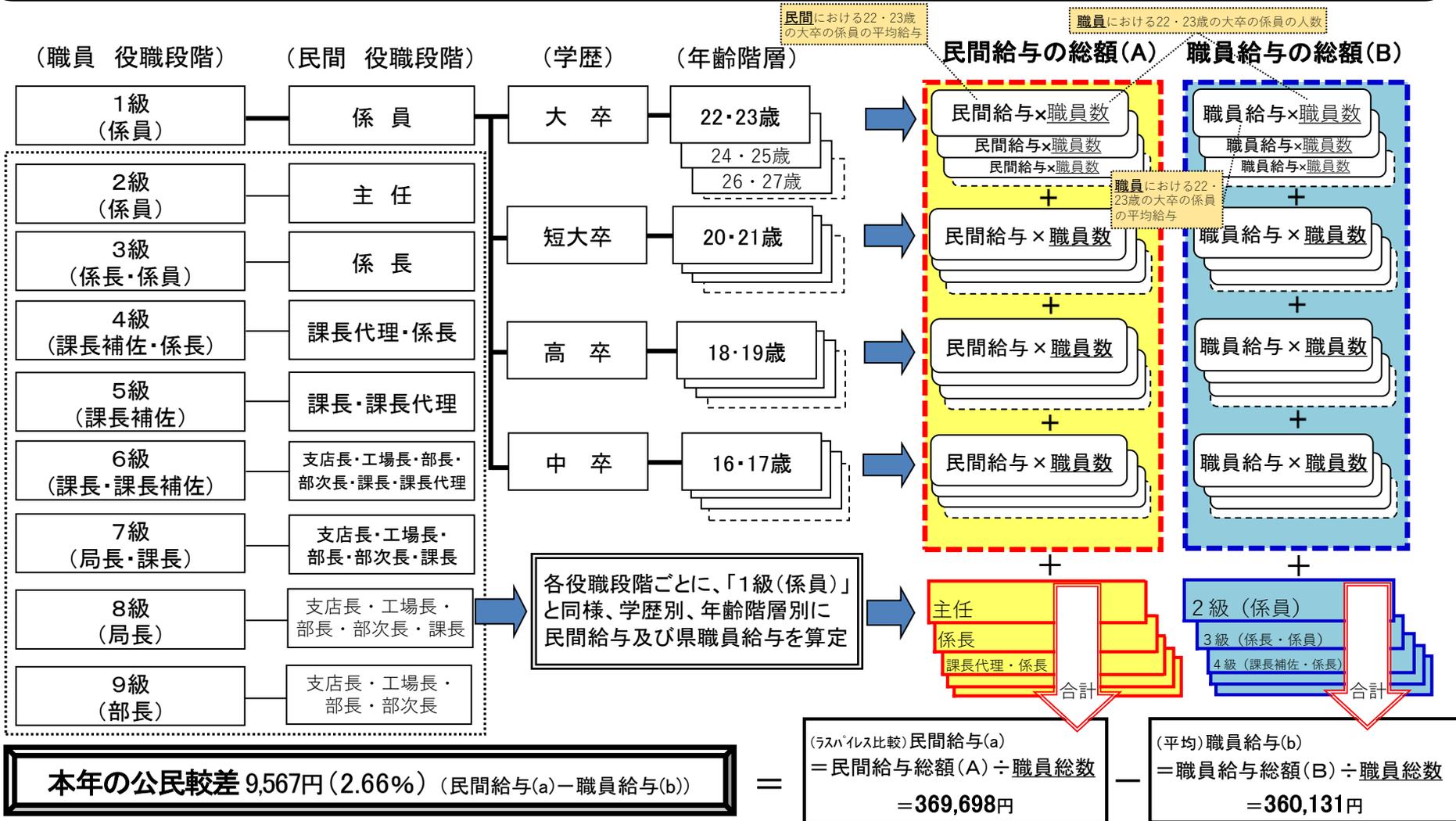
(給与条例の改正)

改正給与条例の提出

### 3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の較差があるかを算出しています。

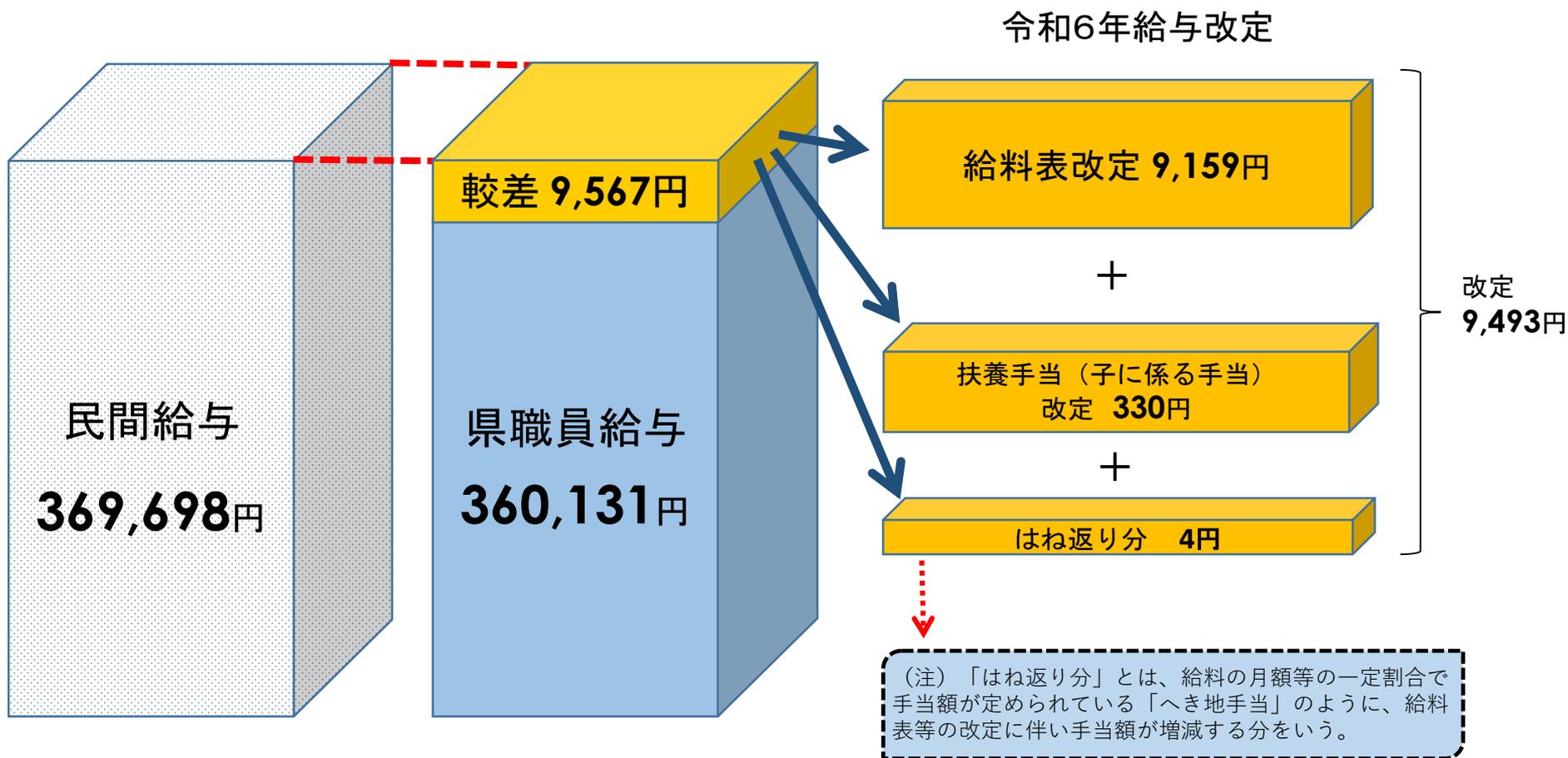
具体的には、本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、次のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与のそれぞれに(本県の行政職)職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較し、公民の較差を算出しています。



## 4 民間給与との較差に基づく令和6年の給与改定

本年の民間給与との較差 9,567円(2.66%)を解消し、地域の民間給与との均衡を図るため、人事院勧告による国の俸給表改定に準じて給料表の改定を行います。

また、給料表改定を行ってもなお残る較差について、扶養手当の子に係る手当額の引上げを一部前倒して実施することとしました。



## 5 県職員[行政職]のモデル給与例(試算) (令和6年給与改定分)

役職段階	年齢	家族構成 (扶養親族)	勧告前		勧告後		年間給与 額の差	備考
			給与月額	年間給与	給与月額	年間給与		
係員	18歳	(独身)	170,900円	2,551,000円	194,500円	2,922,000円	371,000円	新規高卒採用者
	22歳	(独身)	202,400円	3,021,000円	225,600円	3,390,000円	369,000円	新規大卒採用者
	25歳	(独身)	212,900円	3,513,000円	234,500円	3,893,000円	380,000円	
	30歳	配偶者	249,100円	4,097,000円	265,900円	4,400,000円	303,000円	
係長級	35歳	配偶者、子1人	295,200円	4,900,000円	308,100円	5,146,000円	246,000円	32歳で第1子,37歳で第2子誕生と仮定
	40歳	配偶者、子2人	352,900円	5,915,000円	360,500円	6,080,000円	165,000円	
課長補佐級	45歳	配偶者、子2人	396,500円	6,654,000円	402,000円	6,788,000円	134,000円	
課長級	50歳	配偶者、子2人 (扶養手当加算1人)	502,000円	8,189,000円	507,600円	8,331,000円	142,000円	
局長級	55歳	配偶者、子1人 (扶養手当加算1人)	548,700円	9,195,000円	554,000円	9,346,000円	151,000円	
部長級	58歳	配偶者、子1人 (扶養手当加算1人)	645,600円	11,042,000円	651,700円	11,227,000円	185,000円	

[注1] 給与月額及び年間給与は、給料、扶養手当、管理職手当並びに期末手当及び勤勉手当により算出しています。

[注2] 給与月額及び年間給与は、職員の採用・任用状況、家族構成等によって異なります。

## 6 人事委員会勧告の実施状況

○月例給、期末手当及び勤勉手当ともに3年連続の引上げ

○約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

⇒引上げ額9,493円は、平成3年(1991年)の11,524円以来、33年ぶりの水準。公民較差の額9,567円は、平成3年(1991年)の11,160円以来、33年ぶりの水準。公民較差の率2.66%は、平成4年(1992年)の2.67%以来、32年ぶりの水準。

内容等 勧告年	月例給		期末手当及び勤勉手当		行政職職員の平均年間給与	
	公民較差額・率	改定額・率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成26年 (2014年)	2,066円(0.55%)	2,066円(0.55%)	4.10月	0.15月	9.0万円	1.5%
平成27年 (2015年)	1,268円(0.34%)	1,268円(0.34%)	4.20月	0.10月	5.9万円	1.0%
平成28年 (2016年)	—	勧告なし <sup>(注)</sup>	4.20月	—	—	—
平成29年 (2017年)	1,203円(0.33%)	1,166円(0.32%)	4.40月	0.20月	9.4万円	1.6%
平成30年 (2018年)	704円(0.19%)	687円(0.19%)	4.45月	0.05月	2.9万円	0.5%
令和元年 (2019年)	406円(0.11%)	375円(0.10%)	4.50月	0.05月	2.5万円	0.4%
令和2年 (2020年)	▲76円(▲0.02%)	勧告なし	4.45月	▲0.05月	▲1.9万円	▲0.3%
令和3年 (2021年)	▲33円(▲0.01%)	勧告なし	4.30月	▲0.15月	▲5.6万円	▲0.9%
令和4年 (2022年)	818円(0.23%)	777円(0.22%)	4.40月	0.10月	5.0万円	0.8%
令和5年 (2023年)	3,162円(0.88%)	3,068円(0.85%)	4.50月	0.10月	8.9万円	1.5%
令和6年 (2024年)	9,567円(2.66%)	9,493円(2.64%)	4.60月	0.10月	19.8万円	3.3%

(注) 月例給、期末手当及び勤勉手当の改定以外の「扶養手当改定等に係る勧告」あり